

売却区分番号	263-1		
見積価額	¥5,350,000	公売保証金	¥540,000
財産の表示	<p>1 所在 太宰府市宰府六丁目 地番 459番2 地目 雑種地 地積 227平方メートル</p> <p>2 所在 太宰府市宰府六丁目 地番 848番53 地目 雑種地 地積 71平方メートル</p> <p>3 所在 太宰府市宰府六丁目 地番 848番80 地目 雑種地 地積 15平方メートル</p> <p>4 所在 太宰府市宰府六丁目 地番 848番84 地目 雑種地 地積 183平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>市街化調整区域（財産1の一部以外） 建ぺい率 50% 容積率 100%</p> <p>準都市計画区域（財産1の一部） 建ぺい率 60% 容積率 200%</p> <p>宅地造成等工事規制区域 太宰府県立自然公園（普通地域） 太宰府市景観計画（山並み共生区域）</p>		
接道状況	<p>南西側は幅員約5.0mの公有地（地目：公衆用道路）に等高～約0.5m高位に接面しており、当該公有地を介して幅員約5.0mの舗装市道に接続しています。なお、当該公有地のうち対象不動産との接面部分は市道ではなく、建築基準法上の道路でもありません。</p>		
地盤・地勢	<p>間口約2m、奥行約27mの不整形地で、入り口付近にやや勾配がありますが、宅盤面はおおむね平坦です。</p>		
使用状況等	<p>未使用地です。</p>		
特記事項	<p>対象不動産の南部は隣地と0～約0.5m高位に接面しており、間知ブロック擁壁が築造されています。</p> <p>西部は隣地と約3m低位に接面しており、間知ブロック擁壁が築造されています。</p> <p>北部は公有地と接面しており、当該公有地の現況は未利用の状況と思料されますが、詳細は不明です。なお、当該公有地の地目は公衆用道路となっていますが市道ではなく、建築基準法上の道路か否かの判定はありません。</p> <p>北部及び東部については、現地調査において境界の確認は困難でした。なお、対象不動産の北部に存する土地の高低差の状況及び境界の位置関係によっては、がけ条例による建築制限を受ける可能性があります。</p>		

売却区分番号	263-1		
見積価額	¥5,350,000	公売保証金	¥540,000
	また、高圧線の鉄塔の敷地に隣接し、財産3は高圧線下地となっています。		
住居表示等	福岡県太宰府市宰府6丁目9番		
最寄駅等	西日本鉄道 太宰府線 太宰府駅より約1.7キロメートル（道路距離）		
その他事項	<p>この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売します。公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。</p> <p>売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査結果があきらかにならない場合は、売却決定の日及び買受代金の納付期限が変更されます。</p> <p>公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		
ご注意いただく事項	<p>入札に当たっては、次の事項に留意してください。</p> <p>1. 物件の引渡し等について</p> <p>(1) 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</p> <p>(2) 表示している面積は公簿表示です。</p> <p>(3) 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は現況を優先します。</p> <p>(4) 公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、国（福岡国税局・各税務署）は担保責任を負いません。</p> <p>また、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付けません。</p> <p>(5) 国は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産類、ゴミ等の処理などは買受人の責任で行うこととなります。</p> <p>(6) 土地の境界等については隣接地所有者と、接面道路（私道を含む）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>(7) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>2. 権利移転手続等について</p> <p>(1) 買受人は売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録を要する公売財産については、それぞれの要件（関係機関の許可又は登録）を満たさなければ権利移転の効力は生じません。</p> <p>(2) 買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。</p> <p>(3) 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。</p> <p>3. その他</p> <p>公売を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。</p>		
供給処理施設	<p>上水道：引き込み可能</p> <p>下水道：引き込み可能</p>		

売却区分番号

263-1

福岡国税局公売財産



福岡国税局公売財産



売却区分番号

263-1

福岡国税局公売財産



対象物件

(注) 画像上の赤線は、境界線ではなく、境界のおおまかな目安を示したものです。

(注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。

売却区分番号

263-1

福岡国税局公売財産



(注) 地図は、おおよその位置を示しているのので、公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。